

【活動方針・指導方針に関すること】

- ☐ 次に掲げる部活動の意義を正しく理解するとともに、勝敗・成績などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること

(部活動の意義)

- (1) 部活動とは、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するものである。
- (2) 部活動とは、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

- ☐ 学校管理下の怪我等に適用される災害給付と同等の補償となるスポーツ安全保険等に加入すること
- ☐ 生徒の安全管理と事故防止に努め、休罰・不適切な言動・ハラスメント等の行為は人権侵害行為であり、断じて許されないことを認識して適切な指導を行うこと
- ☐ 過度の練習が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことなどを正しく理解して指導すること
- ☐ 生徒がそれぞれの目標を達成できるように、勝利至上に偏ることなくガイドラインに準じた休養日及び活動時間を設定するなど、短時間でも効果が得られるように工夫して指導すること
- ☐ 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、適宜水分補給や休憩時間等をとって、適切な指導内容や練習時間を設定すること
- ☐ 施設管理者と連携して用具や施設の点検を常時行い、保護者や医療機関等への連携体制の整備を行うなど、危機管理及び生徒の安全確保に万全を期すること
- ☐ 大会等に参加する場合は、主催者の求めに応じて、大会等の運営に協力すること。
- ☐ 生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。

クラブ名

代表者（白署）

北九州市地域クラブ「〇〇〇〇」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは、「〇〇〇〇」(以下「クラブ」)という。

第2章 目的

(目的)

第2条 このクラブは、部活動のもつ教育的な意義を継承しつつ、子どもたちの志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会となることを目的とする。また、ただ単に、勝利だけを目的とするのではなく、スポーツ・文化芸術活動のもつ楽しさを感じ、自ら進んで生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に親しむ態度を育むことを目的とする。

第3章 会員

(会員)

第3条 このクラブは、〇〇〇〇(競技・種目名等)への参加を希望する、中学校1年生から中学校3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。

(入会及び退会)

2 クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名による同意書並びに誓約書の提出をもって行う。

3 クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連名で退会届を提出する。

第4章 会費

(会費)

第4条 このクラブの会費は、一人〇〇〇〇円/月とする。

2 会費の徴収日は、毎月〇日とする。(月初めの活動日とする。)

3 入会の遠征費や備品等の購入について必要な際は、役員会に諮り、別途徴収する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第5条 クラブには次の役員を置く。

(1)代表1名

(2)副代表1名

(3)会計2名程度

(4)事務局2名程度

(5)監事2名程度

令和〇年度のクラブ役員は以下の通りである。

(1)代表:〇〇 〇〇

(2)副代表:〇〇 〇〇

(3)会計:〇〇 〇〇、〇〇 〇〇

(4)事務局:〇〇 〇〇、〇〇 〇〇

(5)監事:〇〇 〇〇、〇〇 〇〇

(役員の職務)

第6条

- (1)代表はクラブの会務を総括し、クラブを代表する。
- (2)副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時はその職務を代理する。
- (3)会計はクラブの会計事務を処理する。
- (4)事務局はクラブの事務を処理する。
- (5)監事はクラブの会務を監査する。

(任期)

第7条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

第6章 会議

(会議の種類)

第8条 本クラブに次の会議を置く。

- (1)総会
- (2)役員会

(総会)

第9条 総会はクラブ員・保護者全員の参加を原則とし、毎年〇月に開催する。総会は次の事項を決議及び承認する。

- (1)会則の改正
- (2)事業計画及び収支予算に関する事項
- (3)事業報告及び収支決算に関する事項
- (4)役員及び監事の承認
- (5)その他クラブの運営に関する事項

(総会の決議)

第10条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

(役員会)

第11条 役員会はクラブ役員全員の参加を原則とし、毎月1回開催する。役員会はクラブの活動内容に関する事項を協議及び承認する。

第7章 会計

(経費)

第12条 クラブの経費は、会費による収入、補助金、寄付金、協賛金、その他収入をもってあてる。

(管理)

第13条 クラブの経費は会計及び事務局が管理する。

(会計年度)

第14条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。

第8章 指導者、会員の責任

(指導者の責任)

第15条

- (1)クラブに指導者を置くことができる。
- (2)指導者は、役員会の承認を経て代表が委嘱する。
- (3)指導者は、北九州市地域クラブの趣旨を理解するとともに青少年健全育成に対する熱意を有する者とし、教育委員会主催及びクラブが指定する研修会に参加しなければならない。
- (4)指導者が万が一、本クラブの主旨に違反する行為などがあった場合は、役員会の承認をもって除名することができる。
- (5)指導者が、万が一、クラブ活動以外の場で社会的に問題がある言動があった場合、本クラブは社会的な責任を負わない。
- (6)指導者及びクラブは、会員の活動中の盗難に対して責任を負わない。しかし、傷害等の事故が発生した場合には、緊急対応や情報交流等の適切な対応を行う。

(会員の責任)

第16条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの会則等及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、クラブに対して一切損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第17条 会員は、〇〇〇〇保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害については、〇〇〇〇保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。ただし、見守り等を行う保護者等の保険加入は任意とするが、未加入者の活動中の事故については、クラブは一切責任を負わない。

第9章 活動場所及び活動日時

(活動場所)

第18条 クラブの活動拠点は「〇〇中学校 体育館(武道場・グラウンド)」とする。

(活動日時)

第19条 クラブの活動は原則として土曜日又は日曜日の〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までの3時間程度とする。

(2 平日の活動は、〇曜日〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までの中の2時間とする。)

3 警報発令時や中学校のテスト期間などは、活動は原則行わない。

第10章 細則

(その他)

第20条 規定に定める他、クラブの円滑な運営を図るために必要な事項は、総会の決議によって定める。

附則

本規約は令和〇年〇月〇日より施行する。